

横浜市消費生活条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

市の事務所の位置に関する条例（昭和34年3月横浜市条例第2号。以下「条例」という。）の一部改正に伴い、横浜市消費生活条例施行規則（平成8年9月横浜市規則第81号。以下「規則」という。）の一部を改正します。

2 改正の概要

条例の一部改正により、市の事務所の位置が現市庁舎所在地から新市庁舎所在地に改められることに伴い、規則の様式中（第18号様式）にある現市庁舎所在地の規定を改めます。

3 意見公募手続

横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第5条第4項第8号の規定により、意見公募手続は行いませんでした。

4 施行日

令和2年6月1日